

熊野市身体障害者（児）福祉連合会々則

（名称）

第1条 この会は、熊野市身体障害者（児）福祉連合会（以下、「本会」という。）と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務を処理するため事務局をおく。

2 本会の事務局は、熊野市社会福祉協議会内とし、職員1名をおく。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の親睦と連携を保ち、必要な事業を行ない、心身障害者（児）の福祉の増進につとめることを目的とする。

（組織）

第4条 本会は、熊野市在住の心身障害者（児）及び保護者をもって組織し、次の団体等により構成される。

- （1） 紀南視覚障害者福祉会
- （2） 熊野手話サークル 竹の子
- （3） 熊野在宅重症心身障がい児(者)父母の会

（事業）

第5条 本会は、第3条の目的達成のため次の事業を行なう。

- （1） 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の活用と周知
- （2） 研究会、講演会、交歓会、スポーツ大会などの開催と参加
- （3） 障害者の社会参加と就労の促進
- （4） 各種相談業務センターの設置
- （5） その他、目的達成のための必要な事業

2 事業の実施については必要に応じ、参加費を徴収する。

（会員）

第6条 本会に次の会員をおく。

- （1） 団体所属会員
- （2） 障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている者
- （3） 会の趣旨に賛同する者

2 会員は、本会の目的に賛同し、入会申込書（別紙1）により会長あてに入会申込をすることにより会員とする。

(役員)

第7条 本会には、次の役員をおく。

- (1) 理事 10名
- (2) 監事 2名

(会長、副会長の選任及び代表権)

第8条 本会に会長1名、副会長2名を置き、理事の互選により選任する。

- 2 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による就任は前任者の残任期間とする。

(役員選任等)

第10条 理事は、総会において選任し、会長が委嘱する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 監事は、本会の理事を兼務することができない。
ただし、理事の欠員など特別な場合はこの限りでない。

(会議)

第11条 総会は、毎年1回開催し、次の事項を決議する。

- (1) 会則の改正
- (2) 予算及び決算
- (3) 事業報告及び事業計画
- (4) 役員選任
- (5) その他必要と認める事項

第12条 役員会は、必要に応じ会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 総会の議長は、その都度出席した理事及び会員の中から互選する。

第13条 総会及び役員会は、会議の議事は別の定めのあるものを除き総会及び役員会出席者の過半数をもってこれを決する。

第14条 会長は、特別な事情があると認めるときは、役員会をもって総会にかえることができる。

(監事による監査)

第15条 監事は、理事の業務執行の状況及び本会の財産の状況を監査しなければならない。

(予算)

第16条 本会の予算は、毎会計年度開始前に会長において編成し、理事の同意を得て、総会の承認を得なければならない。

(決算)

第17条 本会の事業報告書、収支決算書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、総会の承認を得なければならない。

2 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(解散)

第19条 本会が解散をする場合には、理事の3分の2以上の同意を得、総会の承認を得なければならない。

(顧問等)

第20条 本会に名誉会長または顧問、参与若干名をおくことができる。

(会則の変更)

第21条 この会則を変更しようとするときは、理事の同意を得、総会の承認を得なければならない。

(施行細則)

第22条 この会則の施行についての細則は、役員会において定める。

附 則

- 1 この会則は、平成18年4月29日から施行する。
- 2 この会則は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この会則は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成28年4月1日から施行する。